

相続ってどう準備 すればいいの？

第6回

来るべき相続への準備

—生命保険金と死亡退職金、弔慰金—

2024.2.22

小川FP・行政書士事務所

あいちライフサイクルマネー

小川 佳宏

お父さんが万が一の時に備えて何から準備しておけばいいのかしら？

お父さんね、多分、私を受取人にして生命保険に入っているの。実際は保険証書なんか見たことないけど、生命保険控除の案内がくるから多分そうだと思うのね。



それ、きちんと聞いておいた方がいいわよ。本当にあなたを受取人しているのかな。自分を受取人にしたリビングニーズ特約で自分で最後、楽しみたいのかもしれないわよ。

何そのリビングニーズ特約って。絶対、私と子供が困らないようにしてくれていると思うわ。



そうなら、なおさら、きちんと確認して生命保険証書見せてもらっておいてね。もし、不明のままご主人なくなれば、生命保険協会でも照会できる制度もあるわよ。

よく生命保険は500万円*法定相続人まで非課税ってことを聞くけど、どういうこと？



ご主人が契約者（＝保険料を払う人）、被保険者（＝死亡したら保険金支払いになる対象の人でご主人）、貴方が受取人とすると、お子さん2人だわね、そうすると、500万円*3人＝1,500万円まで相続税がかからないのよね。

お父さんが万が一の時に備えて何から準備しておけばいいのかしら？

へえ～、お得な制度ね。じゃあ、2000万円の生命保険なら、 $2000万円 - 1500万円 = 500万円$ しか相続税の課税対象にならないってことね。

はい、その通りね。貴方のご主人は既に参加しているけど、生命保険に参加していないと現金で持っていたてもそのまま相続税の課税対象になるので、相続対策として一時払終身保険に入るのも相続財産を減らす対策の一つね。

一時払ってことは、何百万円も一時で必要ってことよね。低金利の時代で、お父さんの年齢の人だと余命25年だとするとあまり運用も期待できないわね。

そうね、ただ、メリットは相続対策、保険料を安く抑えたり、解約返戻金も少し高くなるのよ。まあ、60過ぎて一時払終身に入る場合は、相続対策や納税資金準備が多いんじゃないかしら。

まあ、一度、お父さんに聞いておくわよ。後、主人は会社を経営しているんだけど、一般の従業員みたいに死亡したら退職金って出るのかしら。できるだけがんばってもらいたいけど、万が一の時はどうなるのかなって。

それをご主人に確認しておいた方がいいわね。会社に退職金の支給規程あるのかしら。一般的に役員の退職金は①最終報酬月額：②役員在籍年数：③役員であった年数功績倍から計算されるの。死亡後、3年以内に支払われれば相続税の対象で、それ以降だと所得税の対象になるのよ。



お父さんが万が一の時に備えて何から準備しておけばいいのかしら？

お父さんの会社、退職金支給規程なんかあるのかしら。きちんと整備しておいてもらわないといけないわね。



そうね。何かと支給の根拠を税務署は聞いてくるので必須アイテムね。で、もし3年以内にあなたに支払われるなら相続税の対象で、500万円*法定相続人まで非課税で生命保険金とは別に扱われるのよ。

へえ～、いろいろ税法も考えて作ってあるのね。後、弔慰金ってのもあることは知っているけど、これは死亡退職金ではないの？



死亡退職金と弔慰金は別ものだけど、実質的に死亡退職金とならないことが必要ね。ちょっと判断難しいけど。それはさておいて形式的には、業務で死亡したら普通給与の3年分、業務外死亡なら6か月分までの弔慰金には相続税がかからないのよ。

そうなんだ。いろいろと制度があるんだね。知っているのと知らないのとでは、大きな違いね。



そのとおりよ。知っているとお得な制度や法律を活用して賢く生きていくことが重要ね。知らないと損するから。そういう時のためにFPや行政書士、弁護士、司法書士など専門家を活用するといいわね。



本日、是非、知っていただきたいこと

- ✓ 亡くなられた方（父）が契約者の保険で、死亡保険金は500万円*法定相続人数まで非課税になります。現金にしておくより一時払終身保険にして相続財産を少なくできます。
- ✓ 生命保険金の請求は時効が3年です。実際は保険会社に言えば保険金は受取れますが、きちんと生命保険に入っていることをご家族に言うっておくことが大切です。生命保険協会に照会することもできます。
- ✓ 会社員が死亡した場合、死亡退職金と弔慰金がもらえることがあります。前者は生命保険金とは別に500万円*法定相続人数まで、弔意金は業務上死亡の場合、給与の3年分までは相続税非課税です。業務外死亡の場合は6か月分まで非課税になります。

資産の組み替え ー生命保険ー

みなし相続財産 ～生命保険～



2500万円



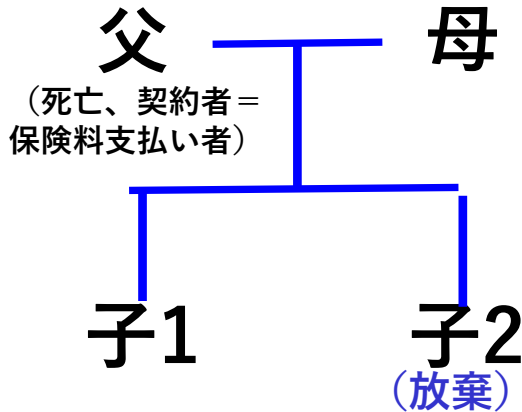
500万円*法定相続人数
まで非課税財産になります



2500万円の
一時払終身保険



1000万円だけが
課税資産になる



✓法定相続人が相続の放棄をしても人数には含めます。
500万円*3人=1500万円

✓但し、その放棄した相続人が受取人の場合、保険金は受け取れますが、非課税枠は適用されません。

受取人	母	子1	子2
受取金額	1500	500	500
非課税枠	1125	375	0
課税価格	375	125	500

✓受取人の固有財産のため、遺産分割の対象外であり、相続税資金や代償分割資金になります。

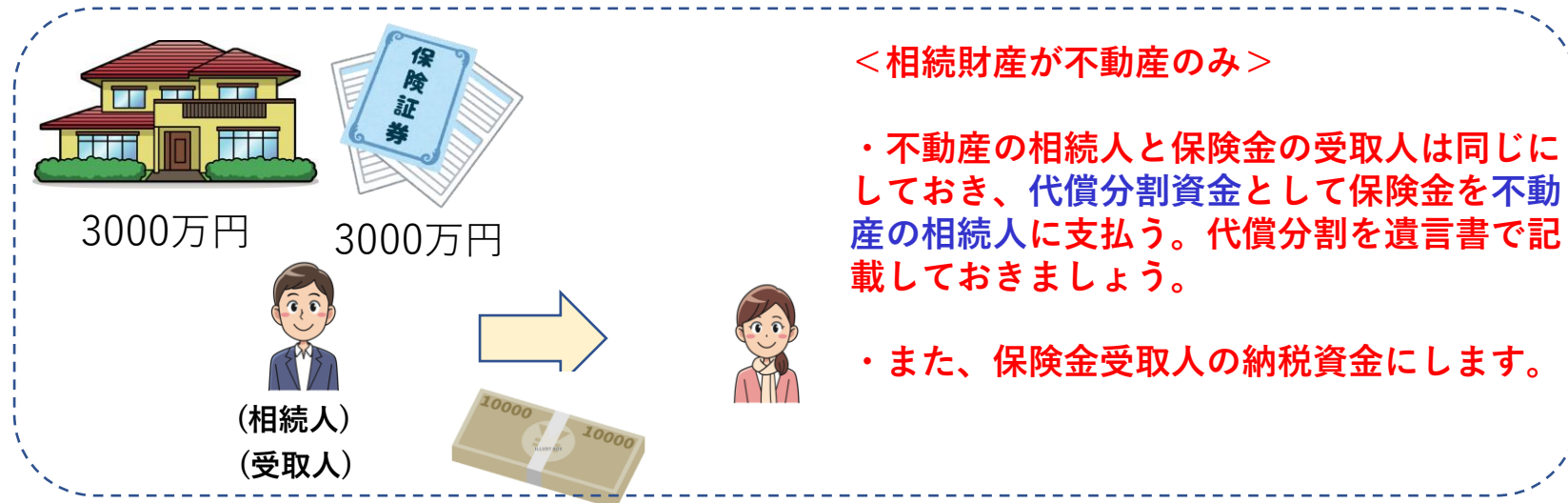
※現金で保有していれば課税価格は2500万円、保険にすればこの例では、1000万円になります。すでに非課税枠までの保険金に加入していれば追加の相続税対策にはなりません。

生命保険を使用した相続対策

◆名義人（契約者、被保険者、受取人）で税金関係が変わってきます。

契約パターン	契約者 (保険料支払者)	被保険者	受取人	受取人の税金
1	父	父	母 又は 子	相続税
2	父	母	子	贈与税（税率高い）
3	父	母	父	所得税 (一時所得)

◆死亡保険金はみなし相続財産として相続税計算に含まれますが、**受取人固有の財産**になり相続財産になりません。



資産の組み替え ー生命保険ー

◆名義人（契約者、受取人）を変更することで節税が可能になる場合があります。ちょっとした工夫です。

	契約者	非保険者	受取人	効果
相続税資金 対策	父	父	母→子に変更	<ul style="list-style-type: none"> 子の相続税支払資金にする。 (母には配偶者控除があるので1億6000万円または法定相続分の大きい金額まで相続税ゼロ)
	父	父	孫→子に変更	<ul style="list-style-type: none"> 孫の場合は相続税の2割加算、子は2割加算なし。 孫は法定相続人でないので非課税枠が使用できないが、子は法定相続人なので非課税枠が使える相続税を下げれる。
保険料負担	父→子	父	子	<ul style="list-style-type: none"> 父の保険料負担なくなる。 父負担分：贈与税 子負担分：所得税（暦年贈与の範囲で実質負担は父）

◆死亡保険金の受取は受取人が請求する必要があり、**時効は3年です**。但し、保険会社が時効の援用をしないので、後になって保険証券を見つけた場合は、あきらめず必ず請求してみましょう。

◆死亡保険金は**相続放棄をしても受けとる**ことができます。なぜなら受取人の固有の財産だからです。

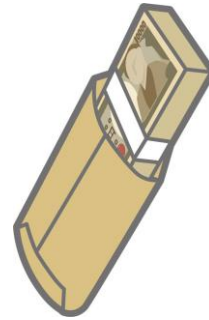
◆生前に死亡保険金を受け取る保険もありますが、自分が保険料を支払っても所得税非課税。（リビングニーズ特約）しかし、生前に使いきらないと相続財産になり課税対象になります。

死亡退職金

みなし相続財産 ～死亡退職金～

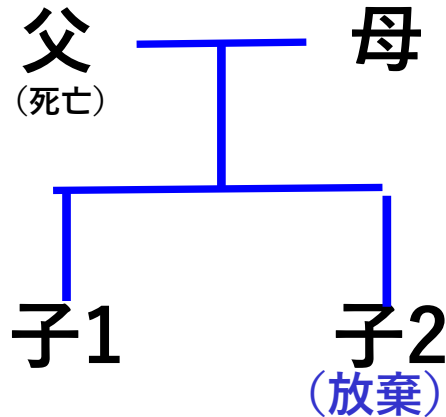


500万円 * 法定相続人数
まで非課税財産になる



3000万円の死亡
退職金

1500万円だけが
課税資産になる



✓ 法定相続人が相続の放棄
をしても人数には含めます。

✓ 受取金額の割合で非課税
枠を計算します。

✓ この場合、 $500 * 3 = 1500$ 万
円の非課税枠になります。

✓ 放棄した相続人は非課税
枠は使えませんが、受け取
ることは可能です。

受取人	母	子1	子2
受取金額	1500	750	750
非課税枠	1000	500	0
課税価格	500	325	750

※ 死亡後3年以内に支給確定 (実際に支払われていなくてもよい)
: 相続税対象 (3年超になれば相続人の所得税対象)

弔慰金

弔慰金には一定額の範囲内であれば相続税非課税

◆被相続人の雇用主などから弔慰金などの名目で受け取った金銭などのうち、実質上退職手当金等に該当すると認められる部分は、相続税の対象になります。それ以外の部分について、



業務起因死亡 : 普通給与 * 36月
業務外起因死亡 : 普通給与 * 6月

普通給与 (※) 30万円/月

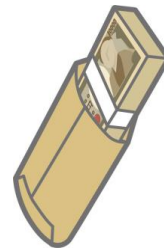
非課税枠

業務起因

30万円 * 36月 = 1080万円

業務外起因

30万円 * 6月 = 180万円



死亡原因により
非課税金額を超
える分が課税

業務起因

1500 - 1080 = 420万円

業務外起因

1500 - 180 = 1320万円

が相続税の課税対象になる

✓業務上の死亡か否かの判断

- ①業務遂行性
- ②相当因果関係
- ③業務起因性

業務上の死亡例

- ・業務を遂行している際に発生した事故
- ・出張先や赴任途上中に発生した事故
- ・職業病を誘発
- ・業務に関係する事故
- ・通勤災害

※ 俸給、給料、賃金、扶養手当、勤務地手当、特殊勤務地手当等で賞与は含まず

業務範囲 ～当事務所で取扱相談範囲について～

● 個人のお客様のご相談

◆ ライフプランニング

お金の将来を見えるようにします

◆ 贈与・相続支援

ご家族の誰にもご納得いただけるようなプランニングをします。

◆ 家族信託支援

家族信託契約、移行型任意後見契約を作成をします。

● 各種セミナー

◆ 世代別セミナー

◆ テーマ別セミナー